

【完全解説】 育成就労法の 「分野別運用方針」とは？

認定基準から注目の「転籍」ルールまで、
企業が備えるべき新制度の全貌

制度改革の核心：「労働力」から「共に成長するパートナー」へ



新制度の最大の目的は、特定技能1号への円滑な移行（育成）です。

企業には単なるコンプライアンスを超えた「選ばれる職場づくり」が求められます。

育成就労制度への移行タイムライン



施行日以降、新規の受け入れはすべて育成就労制度に基づき行われます。今の段階から受け入れ体制の再構築が必要です。

制度のマスタープラン：法第7条の2「分野別運用方針」



育成就労制度の適正な運用を図るため、国が共同で策定する基本ルールです。
特定技能制度との連続性を考慮し、分野ごとに緻密な設計が行われます。

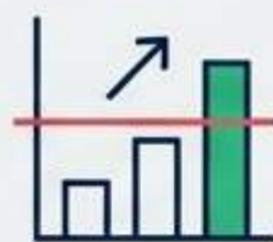
分野別運用方針で定められる「4つの柱」



Trust Navy

育成就労産業分野の特定

人材確保が必要な産業分野を特定技能制度との連続性から選定。



Trust Navy

受入れ見込数（人数枠）

分野ごとに向こう5年間等の受入れ上限を明確化。



Trust Navy

従事させる業務の詳細

特定技能1号への移行を見据え、修得すべき具体的な技能内容を規定。



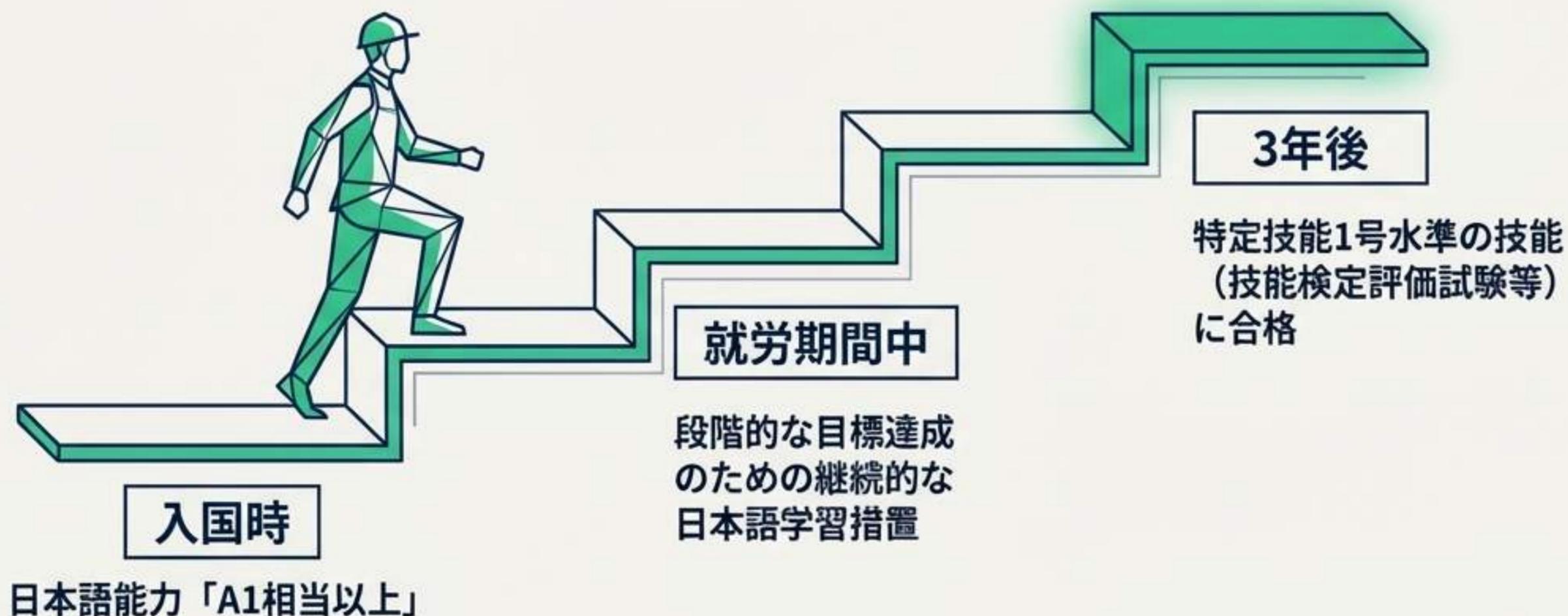
Trust Navy

分野特有の要件

必要となる設備、特定の講習、業界団体（分野別協議会）への加入義務など。

法第8条・第9条：育成就労計画の「3年間の成長パス」

企業（育成就労実施者）は外国人ごとに「育成就労計画」を作成し、外国人育成就労機構の認定を受ける義務があります。



成長を支える企業の責任：待遇と監理支援体制

育成就労の成功



適切な待遇の確保

- 報酬額が日本人と同等以上であることの厳守。
- 適切な宿泊施設（住環境）の確実な提供。



厳格な監理支援体制

- 監理型の場合、新たな許可を受けた「監理支援機関」による適切な指導・監査。

これらの基準を満たさなければ、計画の認定は下りません。

最大のゲームチェンジャー： 「本人意向による転籍」の解禁



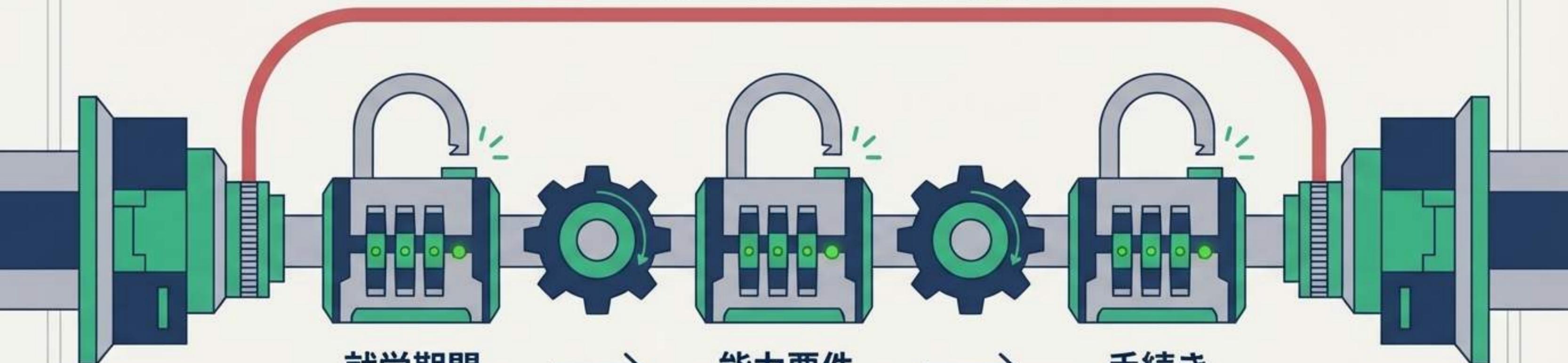
**技能実習制度との最大の変更点。
一定条件下での「転籍」が可能になります。**

従来の制度では原則不可だった転籍が認められることで、外国人材の労働流動性が生まれます。企業は「辞められない」前提から「選ばれ続ける」前提へと、根本的な意識改革を迫られます。

転籍が認められるための「3つの条件」



例外規定：人権侵害や倒産などの「やむを得ない事情」がある場合は、期間にかかわらず即時転籍が可能。



就業期間

同一の実施者のもとで分野ごとに定める期間（1年～2年）就労していること。

能力要件

日本語能力（A1相当以上）および技能に関する一定の評価を得ていること。

手続き

転籍先の企業が、新たな「育成就労計画」の認定を受けること。

新旧制度の比較：技能実習から**育成就労**へ

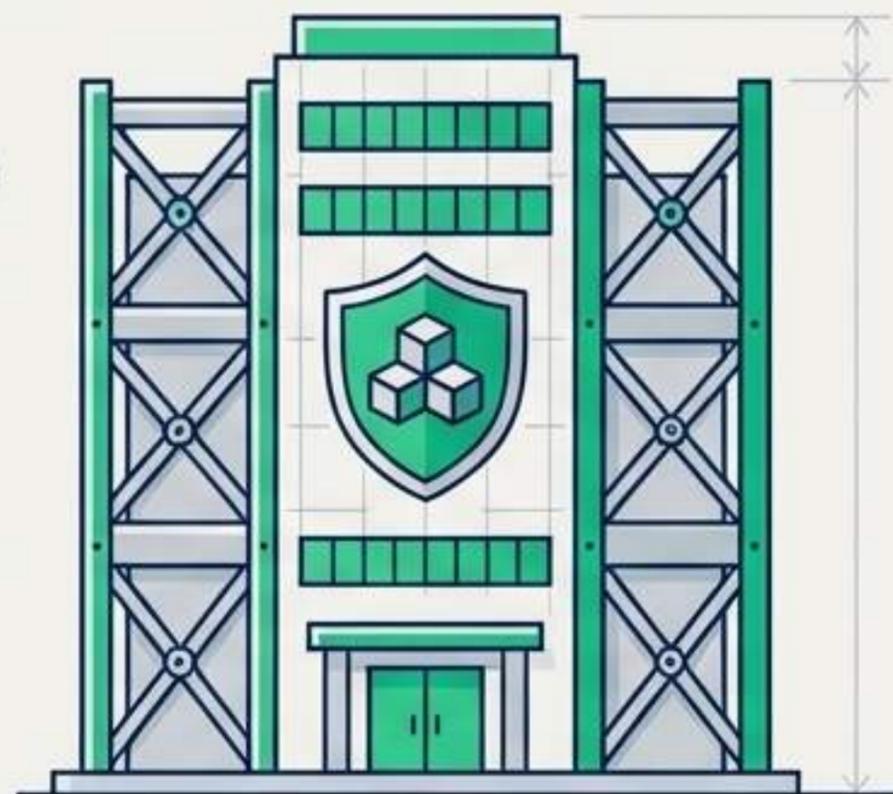
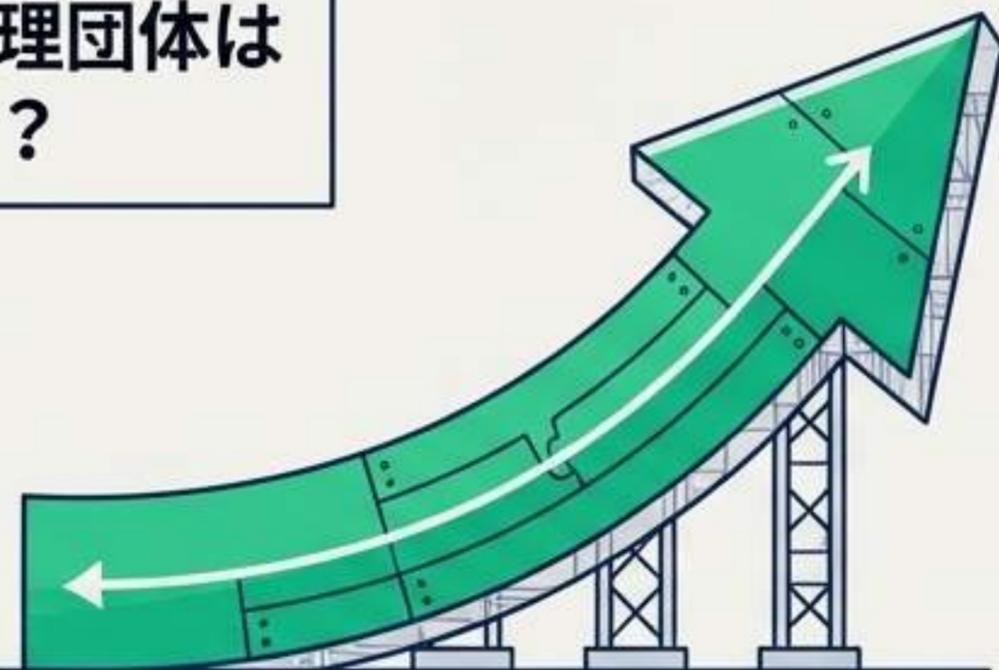
	技能実習制度	育成就労制度
目的	国際貢献・技術移転	特定技能1号人材の育成
本人意向の転籍	原則不可 ❌	一定条件下（1～2年等）で可能 ✓
日本語要件	要件なし（一部除く）	入国時A1相当以上＋継続学習
次のビザへの移行	試験免除で特定技能へ	技能・日本語試験合格で移行
支援・監査	監理団体	監理支援機関（要件の厳格化）

Q&A：現在の「監理団体」はどうなるのか？

Q：新制度移行後、現在の監理団体はそのまま利用できますか？



監理団体



監理支援機関

A：新たに「監理支援機関」としての許可を受け直す必要があります。

厳格化されるポイント：

- 外部監査人の設置義務化など、企業と機関の中立性を確保するための要件が大幅に厳格化されます。

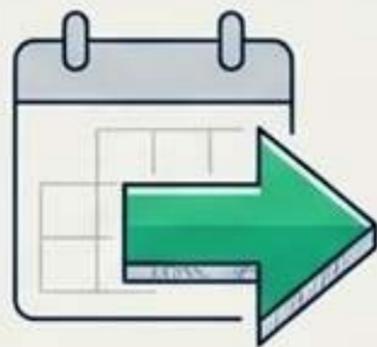
企業側も、単なる手続き代行ではなく、コンプライアンスを厳格に指導できる質の高い監理支援機関を見極める必要があります。

戦略的結論：「選ばれる職場づくり」が企業の生存条件に



「転籍が解禁される新制度では、外国人材を労働力として囲い込むことはできません。共に成長するパートナーとして迎える企業だけが生き残ります。」

次のステップと専門家へのご相談



- 制度の詳細は今後、分野ごとに順次発表されます。
- 2027年の施行に向け、最新情報をチェックし、自社の受入れ体の整備・見直しを始めましょう。

加納行政書士事務所 / ビザ申請サポートNavi東京

代表：特定行政書士 加納 裕之
専門：就労ビザ申請、特定技能ビザ、
外国人雇用コンサルティング

無料相談受付中（事前予約制・面談にて）

TEL：03-6403-5295（平日10:00-20:00）
東京都千代田区平河町1-3-6 BIZMARKS麴町510
Web：visasupportnavi.net